

府共第1322号
令和7年12月19日

各 都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第425号。以下「改正政令」という。）が本日付で公布され、令和7年12月30日から施行することとされた。

改正政令の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、裁判所が発する命令により禁止される行為の対象となる位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為を定める。

第2 改正の概要

1 接近禁止命令等における禁止行為の対象となる、被害者の移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とする。（本則関係）

- (1) 被害者の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
- (2) 位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
- (3) 被害者の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること

2 この政令は、改正法の施行の日（令和7年12月30日）から施行する。（附則
関係）

※なお、本政令の規定は、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12
年政令第467号）の規定と同様としている。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第84号）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）抄

(接近禁止命令等)

第十条 (略)

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一～八 (略)

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報をを利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。